

R8 入札・契約制度の改正について（お知らせ）

令和 8 年 4 月 1 日

契約課

[概要]

昨今の資機材価格の高騰を踏まえ、国土交通省は、令和 7 年度から工事にかかる各等級の発注標準額を引き上げました。今治市においても発注標準の見直しを行うとともに、一般競争入札の予定価格を 4,000 万円以上に引き下げて入札者の裾野を広げ、価格競争から企業努力の評価へと転換する簡易型総合評価制度を試行します。さらに、予定価格や工事内容により C・D 級事業者を限定とした工事発注を実施します。

また、指名競争入札において指名業者を入札前に公表していたものを一般競争入札と同様に事後公表といたします。これらに伴う改正につきましては下記のとおりです。

[入札・契約関係]

① 発注標準額の見直し及び一般競争入札の範囲拡大等について

- ・発注標準額の見直し（各工種の格付相応の工事価格としての発注を行う。）

【土木・建築】

A：全工事 B：6,000 万円未満←5,000 万円未満

C：4,000 万円未満←3,000 万円未満 D：1,500 万円未満←1,000 万円未満

【電気・管・水道】

A：全工事 B：4,000 万円未満←3,000 万円未満

C：1,500 万円未満←1,000 万円未満

- ・一般競争入札の範囲拡大(設計金額 4,000 万円以上←5,000 万円以上)に伴う改正
低入札価格調査制度 設計金額 6,000 万円以上←5,000 万円以上
最低制限価格制度 設計金額 6,000 万円未満←5,000 万円未満

- ・総合評価「簡易実績型方式」について（設計金額 6,000 万円未満の一般競争入札）

地域貢献に係る「災害時の工事等の実績」や「ボランティア活動実績」の評価項目を追加し、「同種・類似工事の施工実績」や「工事成績評定点」等は評価項目に含めない簡略化した「簡易実績型方式」を実施（土木工事を対象）

②指名(一般)競争入札における改正について

- ・指名競争入札において指名業者を事前公表していたものを事後公表とする
- ・一般、指名競争入札ともに相指名業者（同一工事における他の入札参加業者）への下請けを可能とする
- ・指名競争入札において一者入札を認める
- ・指名業者を C・D 級のみ限定した工事の設定